

令和7年度

地籍調査事業
若狭野町西後明地区

地籍調査業務委託

委 託 番 号

河 川 路 線 名 等

工 程 若狭野町西後明地区 E2,F I ,F II -1

業 務 箇 所 相生市若狭野町西後明地内

業 務 種 類 地籍調査業務委託

相生市建設農林部農林水産課

[illegible]

位置図

S=1 : 50,000



業 務 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
地籍調査業務委託費						
直接作業費						
	若狭野町西後明地区					
		1	式			
打合せ費						第1号工種明細書
	打合せ費					
		1	式			
旅費						第12号代価表
	旅費交通費					
		1	式			
直接費計						第13号代価表
諸経費	対象額 率					
		1	式			
委託業務価格						

業務費内訳書

[illegible]

第1号工種明細書						
若狭野町西後明地区		工種明細表				
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	1 式 当り 備 考
若狭野町西後明地区	一筆地調査(E2工程)外注					(実施面積 × 連乗計) 0.20 ×
			km ²			第4号代価表
	一筆地調査(E工程 杭代)					(実施面積 × 連乗計) 0.20 ×
			km ²			第5号代価表
	地籍細部測量(F I 工程)					(実施面積 × 連乗計) 0.20 ×
			km ²			第6号代価表
	一筆地測量(F II - 1工程)					(実施面積 × 連乗計) 0.20 ×
			km ²			第7号代価表
合 計						

一筆地調査(E2工程)外注						第4号代価表
(種目) 地上法		(縮尺) 1:500		1 km 当り		
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	測量技師					
			人			R04023
	測量技師補					
			人			R04024
	測量助手					
			人			R04025
	測量補助員					
			人			R04026
消耗品費等	対象額(直接作業費)率					
		1.0	式			#0004
合 計	(基準金額)					

第5号代価表						
一筆地調査(E工程 杭代)			代 価 表			
(種目) 外注			(縮尺) 1:500		1 km 当り	
施 工 名 称 など			数 量	単 位	単 価	金 額
材料費 (杭代)	プラスチック杭 筆界杭	4.5×4.5×45cm				
			4,620.0	本		0 T1188
	雑品	対象額(材料費) 率				
			1.0	式		0 #0001
消耗品費等	対象額(直接作業費) 率					
			1.0	式		0 #0004
合 計 (基準金額)						
						0

第6号代価表						
地籍細部測量(F I 工程)						
(種目) 地上法		(縮尺) 1:500		1 km ² 当り		
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	測量主任技師					
			人			R04022
	測量技師					
			人			R04023
	測量技師補					
			人			R04024
	測量助手					
			人			R04025
	測量補助員					
			人			R04026
材料費	プラスチック杭 4.5×4.5×45cm					
		371.0	本			T1188
	雑品 対象額(材料費)率					
		1.0	式			#0001
消耗品費等	対象額(直接作業費)率					
		1.0	式			#0003
機械経費	トータルステーション 2級					
			日			T1017
	パーソナルコンピュータ					
			時間			T1075

地籍細部測量(F I 工程)						第6号代価表
(種目) 地上法		(縮尺) 1;500		1 km ² 当り		
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	雑器具 対象額(直接人件費+機械の損料+需用費(材料費)) 率					
		1.0	式			#0002
精度管理費	対象額(直接人件費+機械経費) 率					
		1.0	式			#0006
合 計 (基準金額)						

第7号代価表						
一筆地測量(FⅡ－1工程)						
(種目) 地上法		(縮尺) 1;500		1 km 当り		
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
直接人件費	測量技師					
			人			R04023
	測量技師補					
			人			R04024
	測量助手					
			人			R04025
	測量補助員					
			人			R04026
消耗品費等	対象額(直接作業費) 率					
		1.0	式			#0003
機械経費	トータルステーション 2級					
			日			T1017
	パーソナルコンピュータ					
			時間			T1075
	雑器具 対象額(直接人件費+機械の損料+需用費(材料費)) 率					
		1.0	式			#0002
精度管理費	対象額(直接人件費+機械経費) 率					
		1.0	式			#0006
合 計	(基準金額)					

打合せ費 代 価 表 第12号代価表 P58						
(種目) 着手時・中間・最終の3回		(規格)		旅費別途計上		1 式 当り
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	測量主任技師					
			人			R04022
	測量技師					
			人			R04023
	測量技師補					
			人			R04024
合 計	(基準金額)					

第13号代価表						
旅費交通費		代 価 表				
(種目)		(規格)		1 式 当り		
施 工 名 称 など		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
交通費	ライトバン運転経費 1500cc					
		37.9	台日			T1350
合 計						
(基準金額)						

地 籍 調 査 事 業

地籍調査仕様書

若狭野町西後明地区

相生市

第1章 総 則

及び同運用基準

(目 的)

第1条 相生市が行う地籍調査事業における業務内容について相生市
(以下「甲」という。)と委託先(以下「乙」という。)が行う業務分担を明確
にすることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本特記仕様書は、相生市における地籍調査事業一筆地調査及
び測量業務(以下「本業務」という。)に適用する。

(準拠する法令等)

第3条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書によるほか次の関係法令
等に準拠するものとする。

(1) 測量法

(2) 国土調査法(昭和26年法律第180号)

(3) 国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)

(4) 地籍調査作業規程準則(昭和32年10月24日総理府令第71号)

(5) 地籍図の様式を定める省令(昭和61年総理府令第54号)

(6) 地籍簿の様式を定める省令(昭和53年総理府令第3号)

(7) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例

(8) 地籍調査事業の工程管理及び検査規程並びに同細則

(9) 地籍調査事業の工程管理及び検査の手引き(社団法人 全国国
土調査協会)

(10) 地籍調査事業(外注型)の実施について(平成18年3月31日付
け国土国第376号国土交通省土地・水資源局長通知)

(11) 地籍調査成果電子納品要領

2 参考文献等を引用した場合は、その出典について明記すること。

(疑 義)

第4条 本業務の実施にあたり、本特記仕様書に定めのない事項、又は
本特記仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し甲の指
示に従い業務を遂行するものとする。

(実施計画)

第5条 本業務を遂行するにあたり、乙は次の書類を作成し甲に提出するものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 主任技術者及び現場代理人選任届
- (4) その他、甲の指示する書類

(主任技術者)

第6条 乙において選任する主任技術者は、地籍主任調査員及び地籍調査管理技術者の資格を有する者又は同等の知識・経験を有する技術者とするものとする。

(関係官公署との折衝)

第7条 本業務を遂行するあたり、関係官公署との調整手続きが必要な場合は、甲が対応するものとする。

(保 安)

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為は勿論、公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

(1) 交通及び保安に関係ある作業については、予め所轄官公庁と十分な打合せのうえ施行するものとする。

(2) 本業務従事者は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。

(3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに報告するものとする。

(損害の補償)

第9条 本業務を遂行中に乙が甲又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況を報告するとともに、甲の指示に従うものとする。

2 前条の損害賠償等の責任は乙が負うものとする。

(貸与資料)

第10条 本業務を実施する上で必要な資料等(甲以外の第三者が管理する資料等含む。)は、甲より主任技術者が貸与を受けるものとする。

2 貸与資料を本業務遂行上複製が必要な場合は、甲の承諾を得て行うものとする。

3 貸与された資料等及び第2項の複製品についてはその重要性を認識し、破損、紛失、盗難等の事故のないように管理・取扱いを行うものとし、本業務の完了後或いは使用済みの場合は、甲の照合を受け速やかに返却するものとする。

(協議及び報告等)

第11条 乙は、本業務の作業段階ごとに作業内容、作業手法等を甲と協議を行い、協議結果を打合せ簿等に記録し、その都度甲に提出するものとする。

2 業務実施期間中、乙は甲に業務の進捗状況を随時報告するものとする。

3 工期内に完了した作業等について、甲から成果等の一部提出を求められた場合、乙は速やかにこれに対応しなければならない。

(成果の作成・検査・納品)

第12条 本業務の成果品については、「地籍調査成果電子納品要領(案)」に基づき作成するものとする。

2 本業務の成果品の検査については、主任技術者立会いのうえ工程毎

及び作業完了後、甲の検査を受けるものとする。

3 前項の定める検査において、甲から本特記仕様書に適合しないものとして修正の指示があった場合、乙は速やかに修正し、再検査の合格をもって次工程作業への着手又は業務の完了とするものとする。

4 作業が完了し、前2項の検査に合格した成果品については、逐次納品するものとする。

5 本業務の成果については、国土調査法第19条に基づく認証申請を行うので、乙は、これに必要な資料の作成及び整理、または訂正を行わなければならない。

(成果品の帰属)

第13条 本業務において使用及び作成した成果品等は全て甲に帰属し、乙は甲の許可無く使用、複製、流用してはならない。

(担保責任)

第14条 成果品を引き渡した後においても、乙は国土調査法第19条第2項による国土調査の成果の認証が終了するまでの間、現地と成果品の不一致並びに技術的に不適当な測量、その他明らかに乙の瑕疵と判

断される事項については、訂正・再測量等正当な成果品と認められる
まで、乙の責任において実施しなければならない。

(守秘義務)

第15条 乙は、本業務の遂行上知り得た全ての事項について第三者に
漏洩してはならない。

2 前1項は、本業務完了後も適用する。

第2章 業 務 概 要

(業務概要)

第 16 条 業務の概要は、次のとおりとする。

実施範囲	若狭野町西後明地区 0.20 km ²			
調査前筆数	448 筆			
調査後筆数	403 筆			
一筆平均面積 (調査前)	438 m ²			
一筆平均面積 (調査後)	487 m ²			
精 度	甲3			
作業工程	E2,F I ,F II -1			
縮 尺	1／500			
傾斜条件	平坦			
視通条件	農 I			
筆の形状	不整形			
周長 ² ／面積	187 倍			
計画区からの距離	3.6Km			
測量方法	地上数値法			

~~第3章 C工程 地籍図根三角測量~~

~~(業務概要)~~

~~第17条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 計画準備~~ — ~~(2) 選点~~
- ~~(3) 標識設置~~ — ~~(4) 測量~~

~~(使用機器)~~

~~第18条 本作業に使用する機器は、2級 GNSS 測量機、2級トータルステーション(TS)、鋼巻尺またはこれらと同等以上のものとする。~~

~~2 使用機器は、所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。~~

~~3 前2項は、次章以下に示す使用機器についてもこれを準用するものとする。~~

~~(測量方式)~~

~~第19条 原則として、GNSS 測量、多角測量方式とする。~~

~~2 地形状況等の理由により、GNSS 測量の実施が困難な場合は、甲と協議の上、その承認を得てTS測量とすることができる。~~

~~(作業計画)~~

~~第20条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成するものとする。~~

~~(選 点)~~

~~第21条 計画図に基づき現地において既地点の現況を調査するとともに、新点位置を選定し、選点図(新点位置及び視通線を地形図に記入)を作成するものとする。~~

~~2 選点図は、甲に提出しその承認を得るものとする。~~

~~(承 諾)~~

~~第22条 地籍図根三角点の標識設置にかかる土地所有者の承諾については、甲が行うものとする。~~

~~(標識の設置)~~

~~第23条 標識の規格は、地籍調査作業規定準則運用基準「別表第2」に掲げるものとする。また、標識の規格の選定については、現場状況に応じ甲と協議し決定することとする。~~

~~2 埋設にあたっては、土地所有者の同意を得るものとする。~~

~~3 地籍図根三角点の標識設置については、予め甲に対して事前に協議を行い、その承認を受けるものとする。~~

~~(観測)~~

~~第24条 観測は、GNSS測量機により行い、選点図に基づき観測図を作成し作業を行うものとする。~~

~~(計算)~~

~~第25条 計算は、所定の計算方式により行うものとする。~~

~~(点検計算)~~

~~第26条 点検計算は、観測終了後に行い、許容範囲を越えた場合は、再測を行うか、または甲の指示により適切な措置を講ずるものとする。~~

~~(平均計算)~~

~~第27条 GNSS観測による水平位置及び標高は、三次元網平均計算により求めるものとする。~~

~~(精度管理)~~

~~第28条 平均計算後乙は、甲の指示する地籍図根三角点等において新設点数の概ね5%の点検測量を行うものとする。~~

~~(成果品)~~

~~第29条 成果品は次のとおりとする。~~

~~(1) 基準点等成果簿写し(PDF)~~

~~(2) 地籍図根三角點選点手簿(写真添付)(PDF)~~

~~(3) 地籍図根三角點選点図(PDF)~~

~~(4) 地籍図根三角測量観測計算諸簿(PDF)~~

~~(5) 精度管理表(精度管理表付図添付)(PDF)~~

~~(6) 地籍図根三角点網図(SFC等)~~

~~(7) 地籍図根三角点成果簿(PDF)~~

~~(8) 地積測量総括表(PDF)~~

~~(9) その他資料(PDF)~~

~~(7) 検符及び押印の記録(紙ベース)~~

~~①基準点成果簿~~

~~②精度管理表~~

~~③地籍図根三角點選点図~~

~~④地籍図根三角点網図~~

~~⑤観測記録簿~~

~~⑥観測手簿・記簿~~

~~第4章 D工程 地籍図根多角測量~~

~~(業務概要)~~

~~第30条 本工程の標準作業工程は、次のとおりとする。~~

~~(1)計画準備 (2)選 点 (3)標識設置 (4)測 量~~

~~(使用機器)~~

~~第31条 本作業に使用する機器は3級トータルステーション以上、又は2級GPS 測量機等とする。~~

~~(作業計画)~~

~~第32条 地形図上で新点の概略位置を決定し、計画図を作成するものとする。~~

~~(選 点)~~

~~第33条 計画図に基づき、現地において新点位置を選定し、選点図(新点位置及び視通線を地形図に記入)を作成するものとする。~~

~~2 本業務の地籍図根点は、地籍調査作業規程準則及び同運用基準(以下「作業規程」という。)に定める事項の他、用地調査及び公共事業等の基準となる点であることに留意し、保存条件等を充分考慮して選点を行うものとする。~~

~~3 選点図は甲に提出し承認を得るものとする。~~

~~(承 諾)~~

~~第34条 地籍図根多角点標識設置にかかる土地所有者の承諾については甲がこれを行うものとする。~~

~~(標識の設置)~~

~~第35条 地籍図根多角本点は、金属標(真鍮またはアルミ製)φ50mm×70mm以上の使用を標準とする。~~

~~2 地籍図根多角点は、プラスチック(難燃性でありJIS規格のもの)を標準とする7cm×7cm×60cm以上を使用するものとする。~~

~~3 地籍図根多角本点及び地籍図根多角点に使用する標識の色は、筆界点と区別するために筆界点の標識と違う色を使用するものとする。~~

~~(観測及び計算)~~

~~第36条 地籍図根多角点の観測及び計算の方法は作業規程の定めるところによるものとし、その精度は「第2章 業務概要」のとおりとする。~~

~~(網 図)~~

~~第37条 地籍図根点網図の作成は自動製図機、インクジェットプロッター等を使用するものとする。~~

~~(成果品)~~

~~第38条 成果品は次のとおりとする。~~

- ~~(1) 地籍図根多角測量選点図(PDF)~~
- ~~(2) 地籍図根測量観測計算諸簿(PDF)~~
- ~~(3) 地籍図根点網図(SFC 等)~~
- ~~(4) 精度管理表(PDF)~~
- ~~(5) 地籍図根点成果簿(PDF・TXT)~~
- ~~(6) 地籍測量総括表~~
- ~~(7) 検符及び押印の記録(紙ベース)~~
 - ①観測手簿・記簿
 - ②精度管理表
 - ③地籍図根多角測量選点図
 - ④地籍図根多角点網図

~~第5章 E1工程——筆地調査(調査図素図等の作成)~~

~~(業務概要)~~

~~第39条 この工程の標準業務概要は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 関係部署及び官公署との協議~~
- ~~(2) 作業の準備~~
- ~~(3) 調査前データの整備~~
- ~~(4) 調査図素図等の作成~~

~~(関係部署及び官公署との協議)~~

~~第40条 甲は、一筆地調査を行うにあたり赤線・青線・市道・県道・国道など~~

~~(以下「長狭物」という。))について、市町村及び都道府県等関係官公署の関係者と下記事項について事前に協議を行うものとする。~~

- ~~(1) 赤線、青線の幅等の取扱いについて。~~
- ~~(2) 市道、県道、国道及び河川等の丈量図及び官民協定図等境界に関する既存資料の取扱いについて。~~

~~(土地所有者等の調査)~~

~~第41条 一筆地調査を行うにあたり、土地の所有者が死亡或いは住所不明等により説明会への案内及び第53条の現地調査の通知ができない場合は、所有者の委任状所持者、法定相続人、土地の管理者等所有者に代わって~~

~~境界の立会い等を行う人の特定作業を甲が行うものとする。~~

~~2 前項で特定した人を地籍調査事業における土地の所有者と見做し、各工程の作業を行うものとする。但し地籍調査票、閲覧書等土地の所有者が自署する欄においては、所有者との関係を明記させるものとする。~~

~~(作業進行予定表の作成)~~

~~第43条 作業進行予定表の作成は、作業計画に基づき作業進行の予定表を甲が作成するものとする。~~

~~(単位区域界の調査)~~

~~第44条 甲と乙及び地区委員は、あらかじめ実施範囲の現地調査を行うものとする。~~

~~(作業の準備)~~

~~第45条 甲と乙は、一筆地調査を行うに必要な準備を行うものとする。~~

~~(調査前データの整備)~~

~~第46条 甲は、本業務の調査対象地区の調査前データを課税の磁気データ等を用い、当初データを作成するものとする。~~

~~2 乙は、調査対象地区の土地情報を所管の法務局から土地登記簿写しの入手及び備付地図(公図)の転写又はコピーを行い公図写図(以下「公図転写図」という。)を作成するものとする。~~

~~3 乙は、前2項で入手した法務局の登記簿データを基に課税のデータ等に~~

~~追加・修正を加え法務局の土地登記簿と一致した調査前データを作成するものとする。~~

~~4 法務局への閲覧申請等の手続きは甲において行うものとする。~~

~~5 乙は、法務局において閉鎖公図及び地積測量図の転写も行うものとする。~~

~~(調査図素図等の作成)~~

~~第47条 一筆地調査を行うにあたり、乙は第48条1号の「公図転写図」及び第46条3項の調査前データを用いて調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。~~

~~2 前項の調査図素図作成にあたり、「公図転写図」と調査前データの整合点検を行い、点検リストを作成し、甲に提出するものとする。~~

~~(成果品)~~

~~第48条 成果品は、次のとおりとする。~~

~~(1) 公図転写図(閉鎖公図転写図含む)~~

~~(2) 地積測量図写図~~

~~(3) 土地登記簿写し~~

~~(4) 調査図素図(別冊による)~~

~~(5) 調査図一覧図(別冊による)~~

~~(6) 地籍調査票~~

~~(7) その他~~

第6章 E2工程 一筆地調査

(業務概要)

第49条 この工程の標準業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 関係部署及び官公署との協議
- (2) 作業進行予定表の作成
- (3) 説明会及び筆界表示杭等材料の配布
- (4) 現地調査の通知
- (5) 標札等の設置
- (6) 現地調査(長狭物)
- (7) 現地調査(各筆)
- (8) 一筆地調査の問合せの対応

(関係部署及び官公署との協議)

第50条 甲は、一筆地調査を行うにあたり赤線・青線・市道・県道・国道など(以下「長狭物」という。)について、市町村及び都道府県等関係官公署の関係者と下記事項について事前に協議を行うものとする。

(1) 赤線、青線の幅等の取扱い。

(2) 市道、県道、国道及び河川等の丈量図及び官民協定図等境界に関する既存資料の取扱い。

(作業進行予定表の作成)

第51条 作業進行予定表の作成は、作業計画に基づき作業進行の予定表を乙が作成するものとする。

(説明会及び筆界表示杭等材料の配布)

第52条 一筆地調査を行うにあたり甲と乙及び地籍調査地区委員は、地籍調査の意義、作業内容の徹底を図るため、実施範囲及びこれに隣接する土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人(以下「所有者等」という。)に説明会を開催するものとし、筆界表示杭等必要な材料を配布するものとする。

2 説明会への案内文の発送は、甲が行うものとする。

3 説明会への出席者名簿は、甲が作成するものとする。

4 筆界表示杭等の材料は、乙が支給するものとする。

(現地調査の通知)

第53条 甲は、一筆地調査(以下「現地調査」という。)を行うにあたり、所有者等を実施する地域及び時期並びに調査に立会うべき旨を通知する。

2 甲、乙及び地籍調査地区委員は協議のうえ立会いの日程表を作成するも

のとする。

(標札等の設置)

第54条 筆界表示杭の設置は、原則として隣接の所有者等同士が立会いの上設置するものとするが、設置個所がコンクリートのためドリル等特殊な機器が必要などやむを得ない場合は、ペンキ等で一時的な表示に留めるものとし、現地調査のとき等において乙が設置するものとする。

(現地調査(長狭物))

第55条 長狭物の現地調査は、その所有者、地番、地目及び筆毎の境界の調査及び筆界表示杭の設置を行うものとする。

2 長狭物の現地調査は、長狭物の管理者、甲と乙及び地籍調査地区委員等で事前調査(仮標識設置)を行い、第56条現地調査(各筆)時隣接土地所有者及び関係者等の同意を得て標識を設置するものとする。

(現地調査(各筆))

第56条 各筆の現地調査は、調査図素図から毎筆の土地についてその所有者、地番、地目及び筆毎の境界の調査及び筆界表示杭の設置を行うものとする。

2 甲と乙及び地籍調査地区委員は、立会い日程表及び本条第1項を基に、

民民及び官民の境界について長狭物の管理者を除いた所有者等を立会わせ、それらの者の同意を得て、筆界表示杭の設置を行うものとする。

3 筆界表示杭の設置位置等について同意が得られない場合は、筆界未定の処置をするものとする。

4 官民界について同意が得られない場合は、再度日程を調整し長狭物の管理者と立会わせ、同意の上筆界表示杭の設置を行うものとし、同意が得られない場合は、前3項を適用する。

5 民民界の立会いには、原則として立会う筆の所有者等と隣接の所有者等を含め全てが立会うことを前提とする。所有者等が揃って立会うことができない場合は、立会い日程の調整を行うものとする。

6 前5項において、やむを得ない等の理由により所有者等が揃って立会いできない場合は、一方の所有者等が設置する筆界表示杭を後日他方の所有者等が確認・同意することも可能とする。但しこの場合は、できるだけ甲と乙及び地籍調査地区委員が同行することを原則とし、所有者等の同意が得られない場合、前3項を適用する。

7 乙は、地籍調査票に立会いの経緯の記録及び立会い者の署名捺印を求めるものとする。

8 乙は、第1項の調査を行ったとき調査図に調査結果を記録するものとする。

9 甲は、地目の調査において、農地法の適用がある土地の現況が、農地以外の用途で利用され、その変更について農地法上の許可手続きを経てないものについては、その旨を農業委員会に通知し、あるいは地目の認定につき疑義がある場合には同委員会の参考意見を求めるなど、不要な事後のトラブルを起こさないように配慮する。

10 前9項の同委員会に通知する地目変更資料の作成は乙が行うものとする。

11 筆界表示杭設置は、後続の作業及び筆界の明確化に資するため、数筆の土地の筆界表示杭のうち周辺の土地の特定に有効なものに筆界基準杭を運用基準に基づく密度以上に設置するものとする。

12 乙は、現地調査期間の作業日誌を作成し甲に提出するものとする。

(一筆地測量成果との整合点検)

第57条 乙は、F1工程で作成される筆界点データと一筆地調査で作成される調査後データ(地籍調査票調査後データと調査図データ)の整合点検を行うものとする。

2 乙は、前項整合により不適合が発見された場合は、不適合箇所を明示する

調査図の写し等の資料を作成し、甲に提出後協議し不適合箇所の是正を行うものとする。

3 乙は、前2項の是正結果により、調査図、地籍調査票等に修正が必要な場合は、これを修正するものとする。

(成果品)

第58条 成果品は次のとおりとする。

(1) 調査図(PDF)

(2) 地籍調査票(データ出力用)(PDF及びオリジナル数値データ)

(3) 一筆地調査完了報告書(PDF)

(4) 作業日誌(PDF)

(5) 検符及び押印の記録(紙ベース)

① 地籍調査票(現地調査用)

② 調査図

第7章 F工程 地籍細部測量

(細部図根測量)

第59条 細部図根測量は多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合は放射法によることが出来るものとする。

(細部図根点の選定)

第60条 細部図根点は、後続の測量を行うのに便利で且つ、標識の保有が
確実である位置に選定するものとする。

(標識の設置)

第61条 細部図根点の標識は、第4章地籍図根多角測量第35条第3項及び
同条第4項に準じて行うものとする。

(観測及び計算)

第62条 地籍図根多角点の観測及び計算の方法は作業規程の定めるところ
によるものとし、その精度は「第2章 業務内容」のとおりする。

(細部図根点配置図)

第63条 細部図根測量の結果は、細部図根点配置図に取りまとめるものとす
る。

2 細部図根点配置図は、地籍図根多角点網図において取りまとめることがで
きるものとする。

(一筆地測量)

第64条 一筆地測量は、放射法、多角測量法、割込法、距離法又は交点計算
法によるものとする。

(基礎点の点検)

第65条 放射法、距離法においては、与点において他の図根点等までの距
離の測定と基準方向と他の図根点等までの夾角の観測を行い、当該点の
異常の有無等の点検を行い、基礎点点検リストの作成をするものとする。

(位置の点検)

第66条 新設点数の概ね2%以上について、一筆地測量に用いた以外の細
部図根点等より点検を行い、位置の点検リストの作成をするものとする。

~~(仮閲覧用地図の作製)~~

~~第67条 乙は、一筆地測量終了後、第58条1項の整合点検を行い、不適合箇
所があった場合は是正を行った後、各筆の筆界点、筆界線、地番、所有者、
地目及び道路、水路を着色した仮閲覧用の地図を作製するものとする。~~

~~(仮閲覧)~~

~~第68条 甲は、一筆地測量終了後地籍調査地区委員を招集して、地籍調査
票と調査図及び仮閲覧用地図を用い、仮閲覧を行うものとする。~~

~~2 前項の仮閲覧には、乙の主任技術者及び作業担当者等も同席するものと
する。~~

(成果品)

第69条 成果品は次のとおりとする。

- (1) 細部図根測量観測計算諸簿(PDF)
- (2) 細部図根点配置図(SFC 等)
- (3) 細部図根点成果簿(PDF・TXT)
- (4) 一筆地測量観測計算諸簿(PDF)
- (5) 精度管理表(PDF)
- (6) 地積測量総括表(PDF)
- (7) 基礎点の点検リスト(PDF)
- (8) 位置の点検リスト(PDF)
- (9) 検符及び押印の記録等(紙ベース)
 - ① 細部図根測量手簿・記簿
 - ② 精度管理表
 - ③ 地籍測量総括表
 - ④ 細部図根点配置図
 - ⑤ 基礎点の点検リスト
 - ⑥ 位置の点検リスト

~~⑦ 仮閲覧用地図~~

~~第8章 G工程 地積測定~~

~~(一筆地測量成果の点検)~~

~~第70条 乙は地積測定を行うにあたり、一筆地測量成果に同座標点、無地番地等の誤りがないことを確認するものとする。~~

~~(地積測定精度管理表)~~

~~第71条 乙は地積測定を行った場合には、調査区域を構成する各筆の面積の合計と調査区域の面積が等しくなるかどうかを点検し精度管理表の作成を行うものとする。~~

~~(地積測定成果簿)~~

~~第72条 地積測定の結果は地積測定成果簿にとりまとめるものとする。~~

~~(成果品)~~

~~第73条 成果品は次のとおりとする。~~

- ~~(1) 地積測定観測計算諸簿(PDF)~~
- ~~(2) 地目別筆数面積集計表(PDF)~~
- ~~(3) 地積測定成果簿(PDF)~~
- ~~(4) 地積測定精度管理表(PDF)~~

~~(5) 筆界点座標値等の磁気記録~~

~~(6) 検符及び押印の記録(紙ベース)~~

~~① 地積測定観測計算諸簿~~

~~② 地目別筆数面積集計表~~

~~③ 地積測定成果簿~~

~~④ 地積測定精度管理表~~

~~第9章 II 工程 地籍図及び地籍簿の作成~~

~~(地籍簿案の作成)~~

~~第74条 地籍簿案の作成については、「地籍簿案の作成要領」(昭和49年8月5日付け国土国第3号国土庁土地局長通達)に基づいて行うものとする。~~

~~(原図及び地籍簿案の修正)~~

~~第75条 原図及び地籍簿案について、法第17条の規定による手続き(閲覧)により修正の必要があった場合は、遅滞なく修正しなければならない。~~

~~(地籍図写)~~

~~第76条 地籍図写は、次の各項の基準により複製するものとする。~~

~~—(1) 地籍図と同一縮尺であること。~~

~~—(2) ひずみがなく、かつ、鮮明であること。~~

~~—(3) 十分な耐久性が保証されること。~~

~~(成果品)~~

~~第77条 成果品は次のとおりとする。~~

~~(1) 地籍図~~

~~(2) 地籍簿~~

~~(3) 地籍図写~~

地籍調査業務 特記仕様書

(目 的)

第1条 相生市が行う地籍調査事業については、個人財産の保全や土地取引、公共事業、民間開発などの円滑化を図り、次世代へ正確な地籍情報を残し、将来的に管理・活用を行うことを目的とする。

(標識の設置)

第2条 標識の規格は、地籍調査作業規定準則運用基準「別表第2」に掲げるものとする。
図根三角点の埋設方法については、別紙1を参照し、また、形状については、別紙2を参照し現場状況に応じ設置することとする。

(成果品)

第3条 成果品については、当該年度地籍調査事業による電子データ1部、併せて製本版1部を納品するものとする。ただし、電子データについては、地籍フォーマット2000に基づき作成することとする。納品時のCDのラベルについては、別紙4によるものとする。

2 H工程終了後、地籍フォーマット2000作成時に国土調査登記情報ファイルを作成するものとする。

なお、レコードレイアウトについては地籍調査必携2024年及び別紙3を参照することとする。

3 C～H工程については、A4縦ファイルとし、レイアウト等については別紙4によるものとする。

4 E1工程調査素図一覧図、調査素図については、A3横ファイル（クリヤーポケット）にて提出し、E2工程終了後の調査図と対比出来るように収納すること。

5 成果品においては各地区、工程毎に作成するものとする。

(地籍調査事業区域と土地改良事業による換地区域との区域界の調査)

第4条 地籍調査事業において、土地改良事業による成果を使用する場合は日本測地系であるため、座標変換を行うものとするが、その成果の位置精度及び辺長の較差を確認するために、別紙5の「座標値及び辺長比較表」を提出するものとする。

なお、上記で確認する抽出数は、地籍調査事業区域に隣接する土地改良事業による筆数の5%以上の辺及び監督員の指示する図根点を対象とする。

また、地籍調査区域と土地改良事業による換地区域との区域界において、現地に杭が無い場合、特に重要と認められる箇所については、杭の復元を行うこととする。

なお、復元箇所については、事前に監督員と協議を行うこととする。

(その他)

第5条 地籍調査作業規程準則及び同運用基準等の改正に伴い、着手年度により基準等が異なるため、委託業務を行うに際し、十分留意し業務、を行うものとする。

第6条 各工種の成果については、紙及びデータでの提出を基本とする。なお、相生市の地籍調査支援システムについては、国土情報開発(株)社製を使用しているので、当システムで利活用が出来るようデータの入力作業までを行うものとする。

第7条 各工程を実施する際には、作業順序と自社検査年月日、実施者検査年月日及び認証者検査年月日の齟齬が生じないように、請負業者において十分精査し、留意するものとする。

第8条 地籍調査事業における成果品（地籍図・地籍簿）については、国土調査法第19条第2項の規定に基づく認証を得た後に法務局へ送付し、地籍図は不動産登記法第14条に規定する地図として、地籍簿については、同法第12条に規定する登記記録として備え付けられることを十分認識し、調査を実施すること。又、認証手続きや法務局への送付手続きの段階で不備が生じた場合は、作業実施業者の責任と費用において修正を行うものとする。

座標値及び辺長比較表

地区名: 相生市

No	測点名		地籍成果①	土地改良成果② (⇒世界測地系)	座標値の差 ②-①	座標値 の較差	公 差 (精度区分)	辺 長		辺長の 較 差 ③-④	公 差 (精度区分)	備考						
	地 籍	土地改良	X座標値	X座標値	△X		甲3	地 籍③	土地改良④		甲3							
			Y座標値	Y座標値	△Y		合・否				合・否							
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

※辺長数は、隣接地数(筆数)×5%以上とする。

全種類



C工程



D工程-1



D工程-2



D工程-3



E工程-1



E工程-2



E工程-3



(電子納品用) 正 1 部



工程別記載例

C工程：地籍図根三角測量
D工程：地籍図根多角測量
E工程：一筆地調査
F工程：地籍細部測量
G工程：地積測定
H工程：地籍図複図作成

※配置等については、全体のバランスに応じて配置のこと。

内 容

各種簿冊・図面フォルダ：成果簿1冊のPDF
各種図面フォルダ：SXF等CADデータ
各種座標フォルダ：SIMAデータ

(ファイル表紙)

※見本により、フォント、配置等を考慮すること。

〇〇年度 地籍調査事業
相生市〇〇町△△の一部 地区
単位業務名 (〇工程)

単位作業名の記載例

- ・地籍図根三角測量 (C 工程)
- ・地籍図根多角測量 (D 工程)
- ・一筆地調査 (E 工程)
- ・地籍細部測量 (F 工程)
- ・地積測定 (G 工程)

格納資料内容

格納資料内容の記載例

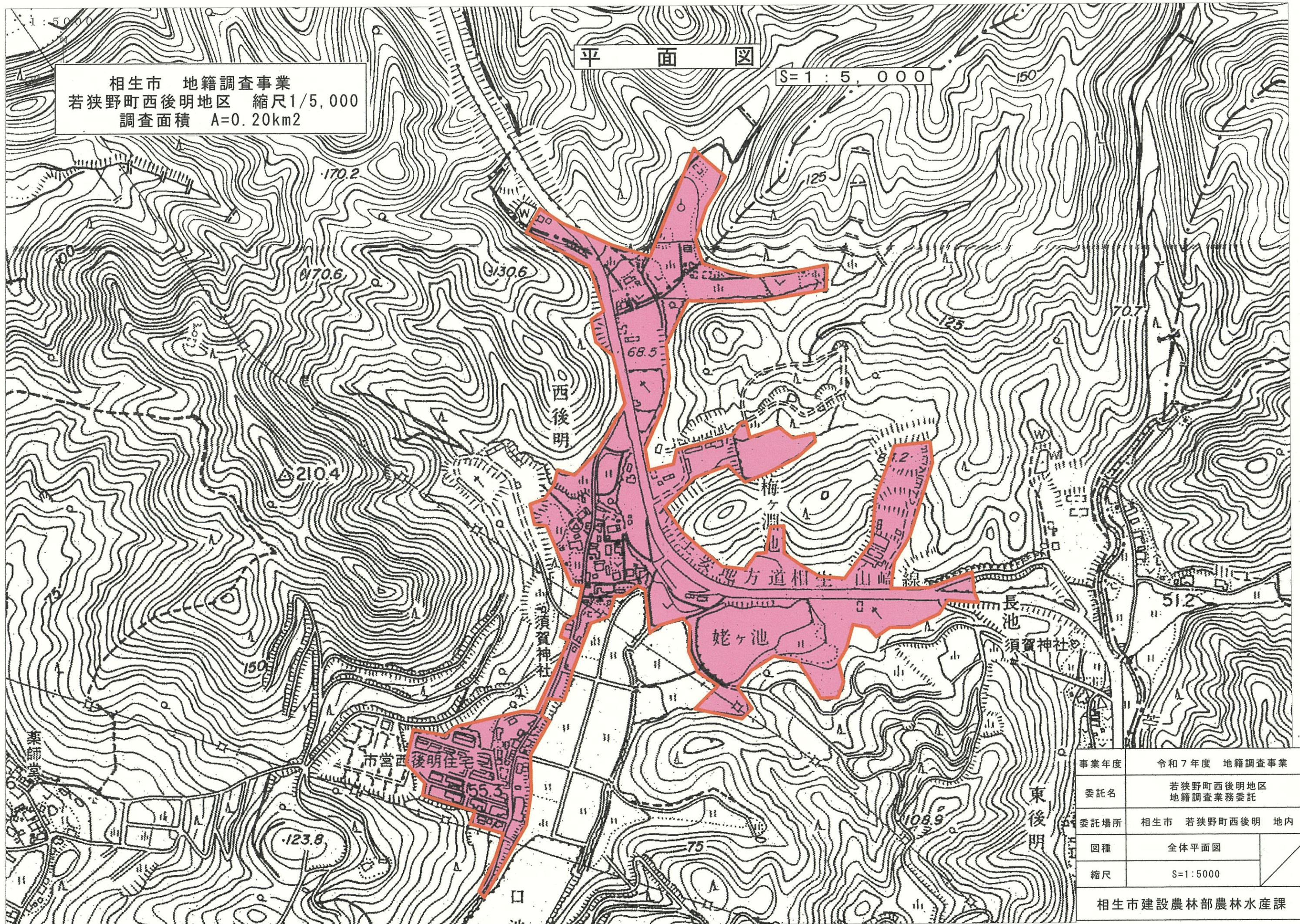
- ・観測計算諸簿、成果簿
 - ・全部事項証明
 - ・地籍調査票
 - ・閲覧資料
- 等格納内容を記載

〇〇 株式会社

(ファイル背表紙)

※見本により、フォント、配置等を考慮すること。

単位業務名の記載例 ・地籍図根三角測量 (C 工程) ・地籍図根多角測量 (D 工程) ・一筆地調査 (E 工程) ・地籍細部測量 (F 工程) ・地積測定 (G 工程)	格納資料内容の記載例 ・観測計算諸簿、成果簿 ・全部事項証明 ・地籍調査票 ・閲覧資料 等格納内容を記載
〇〇年度 地籍調査事業 相生市〇〇町△△の一部地区 単位業務名 (〇工程)	格納資料内容
実行機関 相生市 実施機関 〇〇株式会社	



事業年度	令和7年度 地籍調査事業	
委託名	若狭野町西後明地区 地籍調査業務委託	
委託場所	相生市 若狭野町西後明 地内	
図種	全体平面図	
縮尺	S=1:5000	
相生市建設農林部農林水産課		